

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金

募集要項(令和8年度事業実施分)

この事業は国土交通省の街なみ環境整備事業を活用して実施しています。

応募前事前相談受付期間:令和7年4月14日(月)～6月30日(月)
修理事業実施期間:令和8年交付決定通知日～令和9年2月28日(日)

目次

1. 事業の趣旨	2
2. 補助金交付の要件	2
(1) 対象区域.....	2
(2) 対象となる建造物	3
(3) 対象となる事業(修理基準)	4
(4) 補助対象者	4
3. 補助対象経費.....	5
(1) 補助対象となる経費	5
(2) 補助対象とならない経費の例	5
4. 補助金額	6
5. 手続きの流れ.....	7
(1) 応募手続きについて(令和7年4月～8月)	8
(2) 歴史的風致形成建造物指定のための手続き(令和7年8月～2月).....	9
(3) 交付申請～修理事業完了まで(令和8年4月～令和9年2月)	10
(4) 事業の完了報告(令和9年3月5日まで)～補助金の交付.....	10
6. 留意事項	11
(1) 建造物の維持管理について	11
(2) 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等について	11
(3) 情報の公開について	11
(4) その他の手続きについて	11

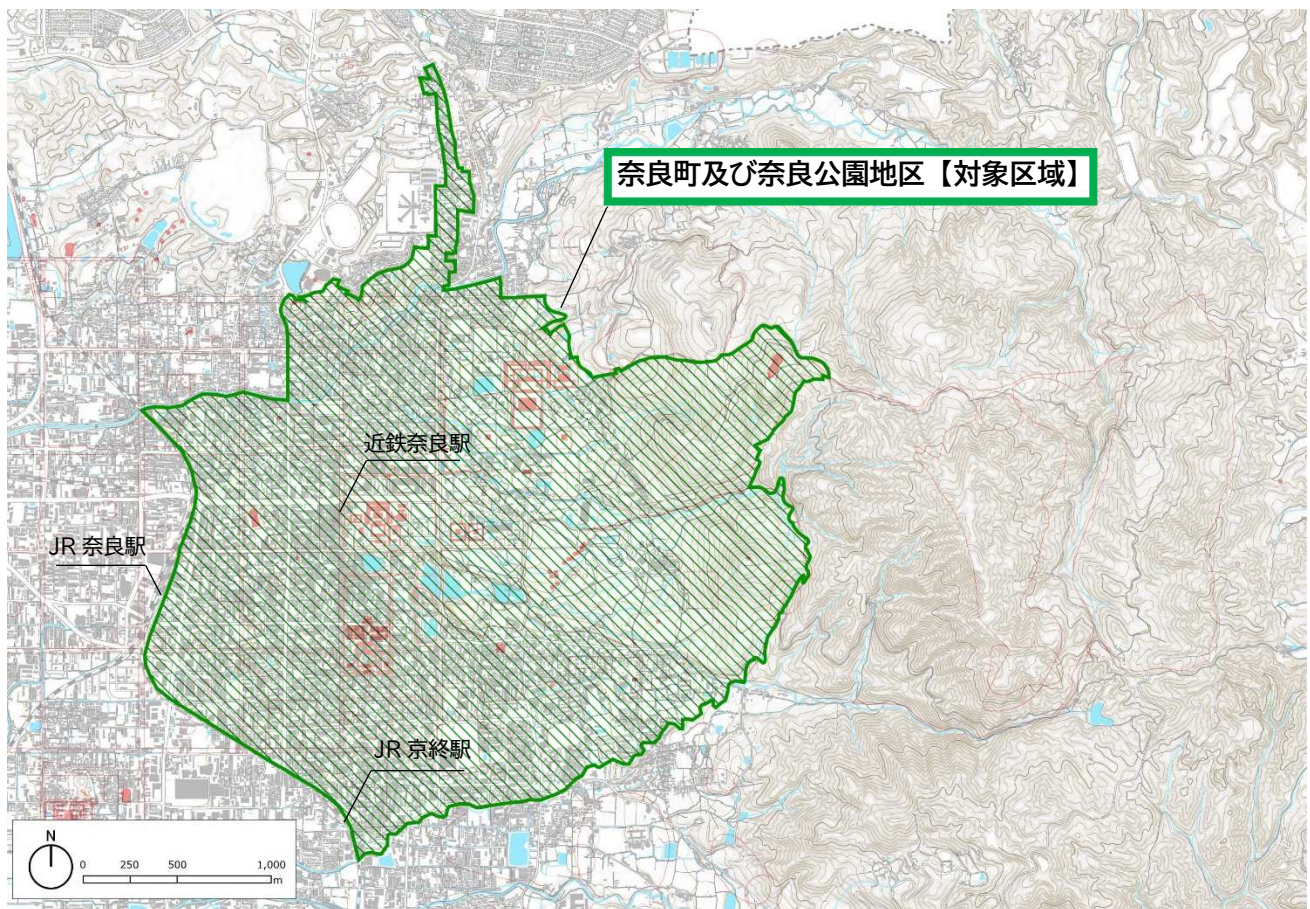
1. 事業の趣旨

奈良市の歴史的風致を維持向上することを目的として、対象区域内に所在する歴史的風致形成建造物修理事業に対して補助金を交付します。

2. 補助金交付の要件

(1) 対象区域

奈良町及び奈良公園地区(※)



※奈良町及び奈良公園地区とは・・・

「奈良市歴史的風致維持向上計画」における重点区域をいいます。

「奈良市歴史的風致維持向上計画」は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:「歴史まちづくり法」)」に基づき奈良市が策定した計画で、特に多用な歴史的風致が重なりを見せる区域である「奈良町及び奈良公園地区」を重点区域と定め、歴史的建造物の修理事業など様々な取り組みを行っています。

(2) 対象となる建造物

対象区域内に所在する歴史的風致形成建造物のうち、道路に面しているもの。

歴史的風致形成建造物とは、奈良市の歴史的風致(下表参照)を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に必要かつ重要と認められる建造物として奈良市が指定するものです。

事業着手までに、「奈良市歴史的風致維持向上計画」に歴史的風致形成建造物指定候補として記載されるものも含まれます。

また、歴史的風致形成建造物に指定されていない物件につきましては、別途指定のための手続きが必要となります。

歴史的風致形成建造物指定制度について

「奈良市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的風致の維持向上のために保全を図る必要が認められる建造物(建築物その他の工作物)を奈良市が歴史的風致形成建造物として指定する制度です。

○歴史的風致形成建造物の指定基準

奈良市の歴史的風致を維持向上するために重要な建造物であり、次の①～③いずれかに該当するもの

- ① 意匠性、技術性が優れているもの
- ② 歴史性、地方性、希少性の観点から価値の高いもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもの

○歴史的風致形成建造物の指定対象

- ① 登録有形文化財及び登録記念物
- ② 県指定有形文化財及び県指定史跡又は県指定名勝
- ③ 市指定文化財
- ④ 景観重要建造物
- ⑤ 都市景観形成建築物等
- ⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められるものであり、かつ概ね昭和中期以前に建設されたもの

奈良市の歴史的風致

～古都奈良の歴史的風土を舞台として、
それぞれの時代や地域において育み、成熟させてきた
風格と魅力のある歴史的風致～

敬う 自然・神仏を	古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致
	地域の祭礼・行事にみる歴史的風致
	民間信仰にみる歴史的風致
歴史を尊び、 風土を愛でる	社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致
	文学・芸術活動にみる歴史的風致
	平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致
	奈良公園にみる歴史的風致
豊かな生活を 支える	奈良町のコミュニティと町家の暮らしにみる歴史的風致
	伝統的な工芸と産業にみる歴史的風致
	茶の文化にみる歴史的風致

※歴史的風致形成建造物についての詳細は、奈良市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nara.lg.jp/site/naramachi/9346.html>

ページ ID:0225199



(3) 対象となる事業(修理基準)

歴史的風致形成建造物(指定候補含む)の外観の維持・保存を目的とした事業で、次の修理基準のいずれか(もしくは両方)に基づく事業を対象とします。

修理基準

外観の仕様・形状を変更しない修理(現状維持修理)

破損箇所を事業実施前と同じ仕様、同じ形状で修理すること。

※ 材料は、原則として事業実施前と同じものを使用してください。

《現状維持修理の例》

- 白漆喰塗の外壁を白漆喰塗で塗り替える
- 土壁(黄土色)を修理前と同じ色の土壁(黄土色)で塗り替える
- 木製建具を、同じ寸法と意匠で作り直す
- 傷んでいる腰板を張り替える

伝統的な外観に復元する修理(復元修理)

建築後に改修された非歴史的な部分を、痕跡や記録等に基づき調査し、復元すること。

《復元修理の例》

- 白漆喰の塗壁を、古写真に基づき黒漆喰に塗り替える
- 増築された外壁を解体し、痕跡調査に基づいて復元する。

(4) 補助対象者

次の(1)(2)のいずれかに該当し、かつ、下記の対象者の要件①～⑥のすべてを満たす個人、もしくは、事業者等を対象とします。

(1) 補助対象物件の所有者

(2) 補助対象物件に係る借地権、借家権、使用权等を有する方で、事業の実施について所有者全員の同意を得ている方

対象者等の要件

- ① 修理事業を令和9年2月までに実施できること。
- ② 奈良市税(市県民税・法人市民税・固定資産税等)を滞納していないこと。
- ③ 補助を受けた建造物を適正に維持管理できること。
- ④ 補助対象物件を歴史的風致形成建造物に指定することに所有者が同意し、かつ、所有者が奈良市と10年以上の一般公開に関する協定を締結できること。
- ⑤ 補助対象物件の名称、所在地、事業概要(事業費、補助金額、修理前後の写真)等の公表に同意できること。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与え、社会の発展を妨げる団体及びその構成員、個人でないこと。

3. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費

補助対象となる建築物や工作物のうち、屋外に面し広く一般公衆から見える部分の外観を修理するために、直接必要となる経費で、下表の補助対象部分に記載の範囲内の工事費(材料費及び施工費)、修理上必要となる調査に要する費用(測量費)。

補助対象経費

建築物	屋根 (庇を含む。)	・下地(垂木、野地板、屋根防水)、瓦、破風板
	外壁	・下地を除く外壁の仕上げにかかるもの(漆喰仕上げの塗り部分、腰板張りの板材等) ・柱等の構造物及びそれらに塗装される防腐塗装等の仕上げ
	金物	・銅製樋一式 ・銅製水切り等の金物一式
	建具	・開口部の建具と格子(木製格子建具、金属製建具等)
	その他	・基礎部分における束石等の仕上げ ・外部土間部分の石敷き、玉砂利洗い出し等の仕上げ ・室外機等の建築設備を隠すための格子等 ・その他仕上げ等については別途協議する。 ・外観修理に付随して必要となる内部構造体(外壁を支えるための小柱、スレート葺きの屋根を瓦葺きの屋根にする場合の重量に耐えうる構造的な補強等)
工作物	門、塀	・道路面に設置される塀及び門の道路に面した部分 ・塀における表面仕上げ(漆喰塗り、腰板等) ・屋根に設置する瓦(範囲は建築物に準ずる) ・駒寄せ ・その他仕上げ等については別途協議する。 ・土塀等の補助対象となる範囲については工法等を別途協議する。
備考	1. 屋根に係る補助の範囲に限り、全面を対象とする。 2. 外部土間等の外構は道路に面する部分のみを対象とする。 3. 補助事業等実績報告書に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を添えて提出する場合に限り、補助部分の解体撤去に係る費用も対象とする。	

(2) 補助対象とならない経費の例

- 設計費
- 内部改修に要する経費
- 耐震診断、耐震改修に要する経費
- 設備の設置に要する経費
- 基礎施工に要する経費
- 工事のための諸経費(土地借用、道路占用、警備員、光熱水費等)
- 建築確認に要する経費

4. 補助金額

1 件あたり補助対象経費(※)の 10 分の 8 以内の額(千円未満切捨)
限度額 1,000 万円

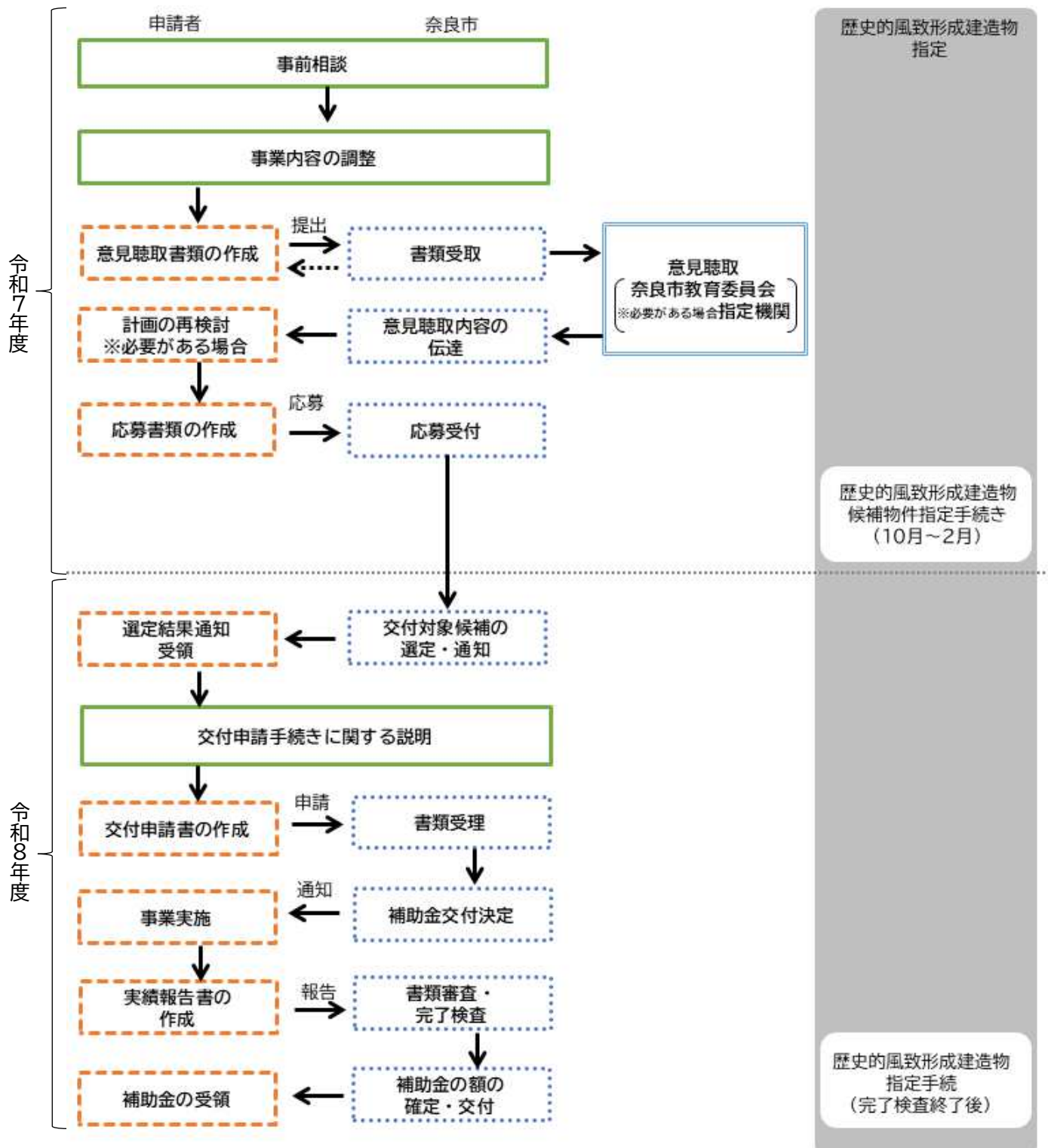
※補助対象経費は、申請者より提出された見積書の金額をもとに、奈良市で算定します。

注意

- **補助金の交付は、奈良市予算の範囲内に限ります。**
(予算措置状況によっては、上記の補助金額は全額交付されないことがあります。予めご了承ください。)
- 補助対象経費が 5 万円以下の場合は、交付対象となりません。
- 交付決定後に事業内容を変更する場合は、事業内容の変更部分の工事に着手する前に観光戦略課奈良町にぎわい室に相談していただく必要があります。
補助金の交付額は、変更内容に則して再度算定します。また、当初の交付決定額より増額となった場合、予算の都合により補助金額を増額できないことがございます。
- 完了検査の際に、申請どおりに完了できていないことが判明した場合、補助金を交付できないことがあります。

5. 手続きの流れ

応募申請手続きの流れは下記のとおりです。



(1) 応募手続きについて(令和7年4月～8月)

応募手続きは、下記のとおりです。応募に係る経費はすべて応募者負担とします。また、提出書類は理由のいかんにかかわらず、返却いたしません。

① 事前相談(事前相談予約受付期間:令和7年6月30日まで)

補助金応募のためには必ず事前相談が必要です。

まずはお申し込みフォームで事前相談の予約をしてください。予約なしでの相談はお受けできない場合がございます。

事前相談の際に、補助対象となる事業内容が確認するため、建物の状況及び事業内容を詳しくお尋ねします。

修理基準に合致するような事業内容でないと認められる場合は応募できません。もし合致しない場合は合致するような事業内容に見直していただくこととなります。

事前相談
お申し込みフォーム



※原則対面での協議となりますが、遠方にお住まい等来庁が難しい場合はオンライン対応も可能です。

事前相談を予約いただく際にお申し出ください。

② 痕跡調査 (必要な場合のみ)

復原修理を伴う場合、痕跡が分からない等調査の必要があると認められた場合は、奈良市による現地確認と調査を行います。

③ 意見聴取のための資料作成・提出(令和7年8月8日まで)

事前相談や痕跡確認の後、修理計画が適切なものとなっているか奈良市教育委員会等の意見を聞き取るため、下記の必要書類を作成し提出してください。

資料の内容を確認し、修理基準に合致しない部分があれば資料を修正し再提出いただくこともございますのでご留意ください。

意見聴取に必要な資料 ※データでご用意ください(難しい場合は紙でも可)

- ☐ 修理事業計画書 ※所定の様式を使用。事前相談後にお渡しします。
- ☐ 付近見取り図(1/2500 程度) ※インターネットのマップなどは不可
- ☐ 設計図書 (事業内容が塗装だけの場合などはイメージ図でも可)
 - ☐ 計画立面図(1/50) ※無色・着色の両方
 - ☐ 計画断面図・平面図(1/50) ※補助対象部分のみで可
 - ☐ 計画平面兼配置図(1/100) ※補助対象部分以外(内部等)は未定でも可
 - ☐ 現況立面図(1/50) ※補助対象部分のみで可
 - ☐ 現況平面図(1/100)
 - ☐ 屋根伏図(1/100)
- ☐ 建物写真(2方向から撮影したもの)
- ☐ 町並み写真(建物と周辺環境の状況がわかるもの)

④ 教育委員会等の意見聴取

③で作成された書類をもとに、奈良市教育委員会に修理内容についての意見を聴きとります。なお、復原修理で痕跡が分からなかった場合など、必要があれば指定機関※の意見もあわせて聴きとります。

意見の内容につきましては、対面でお伝えするとともに、書面にしてお渡しします(内容が軽微な場合は書面のみ)。必要に応じて計画を再度ご検討ください。

※指定機関

奈良町の町家の保存のために、補助金を効果的に運用することを目的として奈良市が指定する機関。
「奈良町家塾」(奈良町の町家の設計に精通している建築家等で構成される団体)を指定しています。

⑤ 応募申請(令和7年9月1日まで)

④の意見をもとに修正があれば図面等を修正のうえ、応募書類を提出してください。

応募書類(紙及びデータ)

- ☐ 応募申請書 ※所定の様式を使用。事前相談後にお渡しします。
- ☐ ③に記載する資料と同じもの ※修正がある場合は修正後のもの
- ☐ 見積書(補助対象箇所のもの)
- ☐ 奈良市教育委員会の意見書(写し) ※④でお渡しします。
- ☐ 指定機関の確認書(写し) ※④でお渡しします。指定機関の意見聴取を行っていない場合は不要
- ☐ 歴史的風致形成建造物指定提案書類 ※すでに歴史的風致形成建造物に指定されている場合は不要
 - ☐ 歴史的風致形成建造物指定提案書 ※所定の様式を使用。
 - ☐ 付近見取り図(1/2500程度)
 - ☐ 建物写真(2方向から撮影したもの)
 - ☐ 当該建造物に提案者以外の所有者がいるときは、その全員の同意を得たことを証する書類

応募申請に添付した資料と同じもので可

(2) 歴史的風致形成建造物指定のための手続き(令和7年8月～2月)

補助金の交付対象は、歴史的風致形成建造物に指定されているか、修理事業実施時点で「奈良市歴史的風致維持向上計画」に歴史的風致形成建造物の候補物件として記載されている建造物です。

応募の段階で歴史的風致形成建造物に指定されていない場合は、交付申請までに「奈良市歴史的風致維持向上計画」に歴史的風致形成建造物の候補物件として記載する手続きが必要です。

【注意点】

- 指定については、所有者全員の同意が必要です。
申請者と所有者が異なる場合は、所有者にもご協力いただく必要があります。
- 所有者全員の同意が得られない場合、指定できませんのでご注意ください。

① 指定提案書の提出(応募申請時)

応募申請の際に、「歴史的風致形成建造物指定提案書」及び添付資料を提出いただきます。

② 指定調査(10月～12月頃)

歴史的風致形成建造物の指定の際に必要な図面・調書等の資料作成のため現地調査を行います。調査の際に、建造物の来歴等を確認するため建物内部も確認させていただきます。

③ 所有者の意見聴取(12月～2月頃)

作成した資料、一般公開の範囲について、所有者に確認します。内容に納得いただいたら、指定に対する同意書を提出いただきます。

④ なら歴史まちづくり推進協議会の意見聴取(2月)

歴史的風致形成建造物の指定について、なら歴史まちづくり推進協議会から意見を聴取します。その結果に基づき、奈良市歴史的風致維持向上計画に歴史的風致形成建造物指定候補物件として掲載します。

(3) 交付申請～修理事業完了まで(令和8年4月～令和9年2月)

詳細につきましては、交付申請前にご説明します。

① 応募申請結果の通知および交付申請手続きのご説明(令和8年4月1日以降)

4月上旬から応募申請結果についてお知らせするとともに交付申請手続きについてご説明します。

応募時から事業内容に変更が生じた場合は、内容を確認させていただくとともに交付申請に必要な書類等をご案内します。

② 交付申請

必要書類を提出いただきます。

補助金交付申請受付から交付決定通知までおおよそ1か月かかります。交付決定通知日以前に着手または完了している事業は、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

③ 事業の実施(交付決定～令和9年2月28日まで)

交付決定後、修理事業を実施してください。必ず事業期間内(交付決定通知日～令和9年2月28日)に工事を完了してください。

交付決定後に事業内容を変更する場合は、必ず事前に観光戦略課奈良町にぎわい室までご相談ください。

相談なく変更された場合、補助金を交付できなくなる可能性がございます。

(4) 事業の完了報告(令和9年3月5日まで)～補助金の交付

事業が完了しましたら、必要書類を提出いただきます。書類及び現地を確認し、適正に事業が行われたと認められましたら、申請者からの請求書に基づき、補助金を交付します。

(2)で歴史的風致形成建造物指定のための手続きをおこなっている場合は、事業の完了後に所定の手続きを実施の上、歴史的風致形成建造物に指定します。

6. 留意事項

(1) 建造物の維持管理について

補助を受けた建造物については、適正に維持管理をお願いいたします。

以下の行為を実施した場合は、「奈良市補助金等交付規則」に基づき、補助金の交付決定の取り消し、返還等を命じることがあります。

- ・ 補助金を他の用途で使用了とき
- ・ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に基づく市長の処分に違反したとき
- ・ 補助事業で整備した建造物の財産について、事業完了後10年以内に、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、取り壊し、貸し付け又は担保したとき

(2) 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等について

所有者等の管理義務

指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう適切に管理する義務が生じます。

- ※ 歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や個々の建造物の特徴を十分に考慮した適切な維持管理ならびに保存の措置を講じ、歴史的風致の維持及び向上を図るために積極的な公開・活用を推進していただきます。
- ※ 指定後に、歴史的風致形成建造物であることを示す標識を渡しますので、建物に設置していただきます。

増築等の維持、保全、継承に伴う制約

- 建造物の増築、改築、移転又は除去を行う場合は、着手する日の 30 日前までに、市長への届出が必要になります。市長が建造物の保全に支障を来すと認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することがあります。
- 建造物の所有者が代わったときは、新しい所有者は、すみやかに市長への届出が必要です。

(3) 情報の公開について

審査過程の公平性や透明性を高めるため、また、本事業の普及を図るための各種報告、広報活動等において、補助対象物件の名称、所在地、事業概要(事業費、補助金額、修理前後の写真、意見聴取内容)等について必要に応じて公表しますので、あらかじめご承知おきください。

(4) その他の手続きについて

本事業実施に係るその他の手続き(建築確認申請、埋蔵文化財発掘届、景観法及びなら・まほろば景観まちづくり条例に基づく届出等)については、各関係機関に直接お問い合わせいただき、応募者ご自身の責任で行ってください。

お問い合わせ先

奈良市 観光経済部 観光戦略課 奈良町にぎわい室
(申請手続きに関すること)

メール hojokin-syurisyukei@city.nara.lg.jp

TEL 令和7年4月28日(月)以降:0742-34-5609

※令和7年4月25日(金)までは0742-24-8936へおかけください

ホームページ <https://www.city.nara.lg.jp/site/naramachi/10261.html>

ページ ID:0204153

※補助事業の内容(意匠など)に関するお問い合わせ先

奈良市教育委員会 文化財課 TEL:0742-34-5369

ホームページ

